道路の案内標識の英語による表示に関する告示

道路の案内標識の英語による表示は、一の施設等については同一の表示をするものとし、次の表の上欄に掲げる施設等についてはそれぞれ同表の下欄に掲げる英語又はその略称を表示に用いるものとする。ただし、地域の状況等により、これらによらないことが適当と認められる場合は、この限りでない。

施設等	英語
鉄道駅又は軌道駅	Station
空港	Airport
港湾	Port
自動車駐車場	Parking
トンネル	Tunnel
橋	Bridge
通り	Avenue／Street／Boulevard
城	Castle
温泉	Onsen
美術館	Museum of Art
公園	Park
県庁	Prefectural Office
市役所	City Hall
町役場	Town Office
村役場	Village Office
区役所	Ward Office
郵便局	Post Office
病院	Hospital
小学校	Elementary School
中学校	Junior High School
高等学校	High School
大学	University／College／Institute
体育館	Gymnasium
山岳	Mountain
河川	River

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○環境省告示第四十八号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第三十条第一項及び第二項の規定に基づき特別地域内除染実施計画に基づく土壌等の除染等の措置を実施するため、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十六日

環境大臣　石原　伸晃

一　土壌等の除染等の措置を実施する土地の所在地及び土地等並びに土壌等の除染等の措置の内容

所在地	土地等	土壌等の除染等の措置の内容
福島県双葉郡大熊町大字大川原字西平二六二	山林	刈払い、堆積物の除去、再拡散防止措置及び常緑針葉樹の枝打ち
福島県双葉郡大熊町大字大川原字西平一〇三一	その他雑種地	刈払い
福島県双葉郡大熊町大字大川原字西平一一四七―一	山林	刈払い、堆積物の除去、再拡散防止措置及び常緑針葉樹の枝打ち
福島県双葉郡大熊町大字大川原字西平一二〇一	山林	刈払い、堆積物の除去、再拡散防止措置及び常緑針葉樹の枝打ち
福島県双葉郡大熊町大字大川原字西平一二六八	山林	刈払い、堆積物の除去、再拡散防止措置及び常緑針葉樹の枝打ち
福島県双葉郡大熊町大字大川原字西平一二七二	山林	刈払い、堆積物の除去、再拡散防止措置及び常緑針葉樹の枝打ち
福島県双葉郡大熊町大字大川原字西平二〇二六―一	田	除草、表土の削り取り及び客土
福島県双葉郡大熊町大字大川原字西平二〇二七―一	田	除草、表土の削り取り及び客土
福島県双葉郡大熊町大字大川原字西平二〇二八―一	田	除草、表土の削り取り及び客土
福島県双葉郡大熊町大字大川原字西平二〇二九―一	田	除草、表土の削り取り及び客土
福島県双葉郡大熊町大字大川原字西平二〇三二―一	田	除草、表土の削り取り及び客土
福島県双葉郡大熊町大字大川原字西平二〇三三―一	田	除草、表土の削り取り及び客土
福島県双葉郡大熊町大字大川原字西平二〇三四―一	田	除草、表土の削り取り及び客土
福島県双葉郡大熊町大字大川原字西平二〇三五	田	除草、表土の削り取り及び客土
福島県双葉郡大熊町大字大川原字西平二〇三六	田	除草、表土の削り取り及び客土